

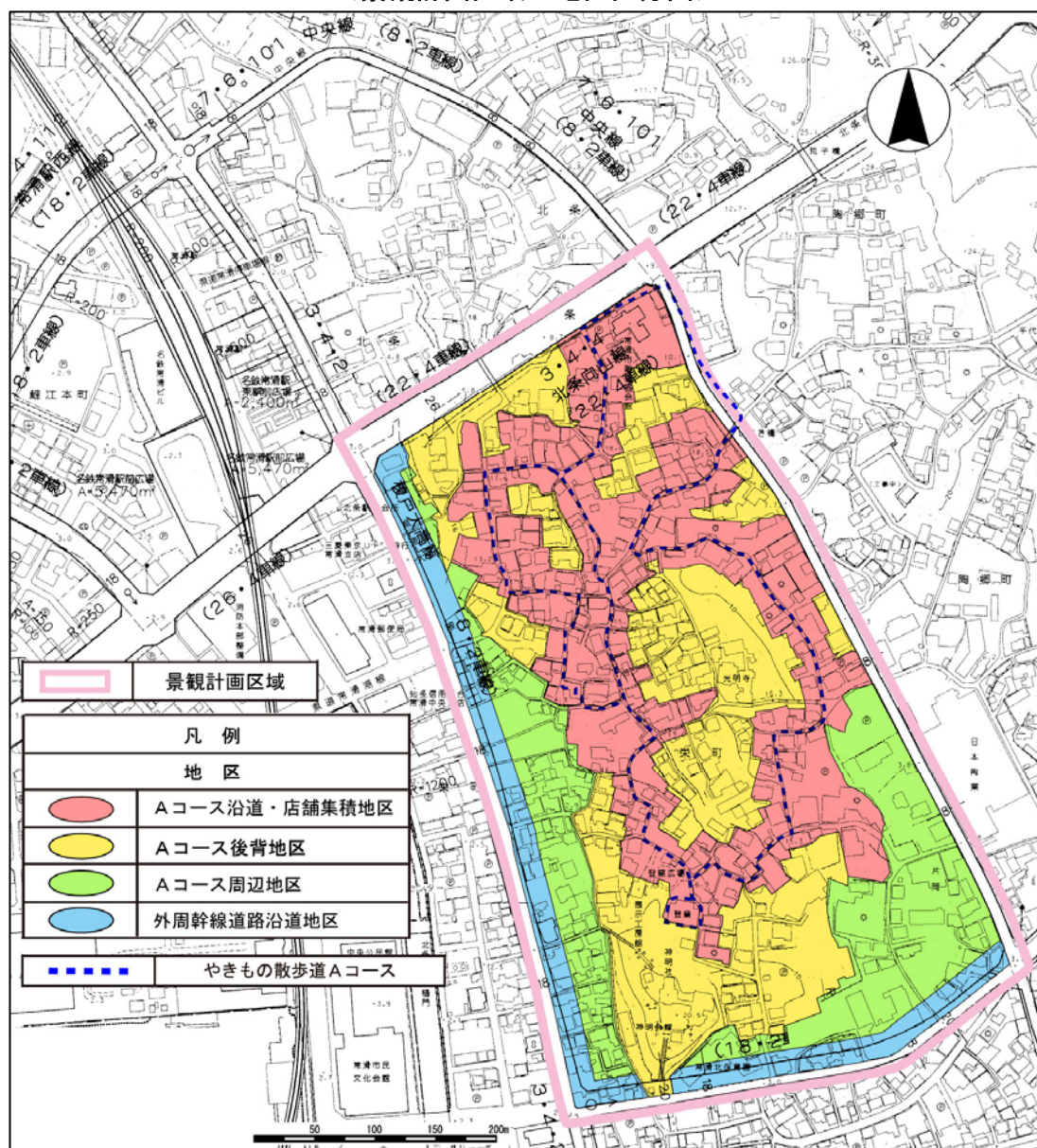
第3章 景観計画の区域（景観法第8条第2項第1号）

本景観計画は、「やきもの散歩道地区」の景観の保全を目的としており、景観計画の区域は、景観資源が多く見られ、散歩ルートに位置付けられている「やきもの散歩道Aコース」の沿道及び周辺を含んだ下図の区域とします。

また、景観計画の区域は、景観形成の重要度や位置的特性により、以下の4地区に区分します。

- * Aコース沿道・店舗集積地区・・・ Aコースに面する土地及び店舗・飲食店が集積する地区
- * Aコース後背地区・・・・・・・ Aコース沿道・店舗集積地区の後背に位置する地区
- * Aコース周辺地区・・・・・・・ Aコース後背地区の周辺に位置する地区
- * 外周幹線道路沿道地区・・・・ 外周の幹線道路沿道で土地の高度利用が想定される地区

＜景観計画区域・地区区分図＞



※外周の幹線道路に沿って指定する地区は、道路端から20mの幅とする。